

奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金 Q&A

	質問	回答	募集要項該当箇所
1	補助対象者はどのような者か。	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、作品制作や発表などの活動機会が失われ、又は減少している事業者（法人・個人）又は芸術文化団体とします。</p> <p>※なお、いずれの場合もプロとして活動されている事業者・団体を想定しています。</p> <p>①事業者（法人・個人） 奈良県内に主たる活動拠点を有する法人又は個人であること。 ※法人の場合は、規約、定款等を有し、代表者及び役員の設定があること。</p> <p>②芸術文化団体 奈良県内に主たる活動拠点を有する設立1年以上経過している団体で、規約、定款等を有し、代表者及び役員の設定があること。</p> <p>①②ともに、平成31年4月1日以降に、補助対象者自ら又は所属する構成員が、不特定多数の者を対象に演奏、演技等を公開し、対価を得る芸術文化活動を行った実績があること。</p>	募集要項P.1 「2 補助対象者」
2	奈良県外の事業者（法人・個人）又は芸術文化団体でも対象となるのか。	主たる活動拠点が奈良県内であれば対象となります。 ※活動実績調査（第1号様式 別紙3（第7条関係））の主たる活動拠点および主な活動実績内容等から審査します。	募集要項P.1 「2 補助対象者」
3	複数の企画を申請することはできるか。	1事業者（法人・個人）又は芸術文化団体につき、1件限りの申請となります。	募集要項P.1 「2 補助対象者」
4	①「不特定多数の者を対象に演奏、演技等を公開し、対価を得る芸術文化活動」とはどのようなものか。 ②どのように確認をするのか。	①広く一般にチケットを販売して開催されたものを指します。団体内等特定の方だけを対象に招待しておこなったものや路上ライブなどは対象となりません。 ②イベントのチラシやウェブサイト情報など広告物の写しをご提出ください。	募集要項P.1 「2 補助対象者」
5	補助対象事業で完成した動画をういて有料配信をしてもいいか。	有料配信をしていただくことは可能ですが、本事業完了後に提出いただく動画については、県の公式ウェブサイトにおいて無償で公開予定ですので、ご承知おきください。 ※動画作品の著作権は申請者に帰属しますが、県がPRや記録等のために必要な範囲内で無償かつ通知を要せずに無期限に利用させていただき、申請者は著作人格権を行使しないものとしていただく必要があります。	募集要項P.2 「3 補助対象事業」
6	交付決定（内示）前に事業に着手したいがどうすればいいか。	交付決定前着手届（第2号様式（第8条関係））を提出してください。 ※交付決定および交付額を約束するものではないことにご留意ください。	募集要項P.3 「4 事業の実施期間」
7	動画配信はいつまでにする必要がありますか。	令和3年3月15日（月）までに動画配信を完了させてください。 ※動画配信の完了が確認できなかった場合、交付決定を取り消す場合もあります。	募集要項P.3 「4 事業の実施期間」
8	令和2年9月1日までに完了しているイベント等で、その動画配信について未実施の場合は申請できるか。	申請可能です。 ただし、「特定の個人又は団体のみを対象として実施した芸術文化活動」「チャリティーコンサート等の寄附又は募金を目的として実施した芸術文化活動」は対象外です。	募集要項P.3 「4 事業の実施期間」

奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金 Q&A

	質問	回答	募集要項該当箇所
9	過去に実施したイベントの動画配信を行う場合、イベントにかかった経費は、補助対象外経費として補助対象事業（動画配信）から得られる収入から差し引いてもいいか。	令和2年9月1日（火）より前に要した経費は補助対象外経費として認められません。	募集要項P.3 「4 事業の実施期間」
10	国や市町村等、他の機関から補助金等を受けている場合も申請できるか。	申請可能です。 他の機関から補助金等を受けている場合（補助対象事業の実施期間内に受ける予定がある場合を含みます）は、その要項等内容が分かるものを申請時に添付してください。 ※補助対象経費の重複は認められません。	募集要項P.3 「5 補助金額」
11	採択予定件数は30件ですが、申請件数が少なかった場合、1件あたりの補助金額の増額もしくは追加募集はあるか。	申請件数が少なかった場合でも、1件あたりの補助金額の増額はありませぬ。 追加募集については、申請状況を見て判断いたします。	募集要項P.3 「5 補助金額」 「6 採択予定件数」
12	映像出演者への謝金などは対象経費となるか。	出演者への謝金は補助対象外です。 なお、次の例示にあるような経費（集客を行うイベントを開催するに当たり必要となる経費等、動画制作や配信関係以外の経費）については、補助対象外となります。 【補助対象外経費】 出演費、謝金、交際費、報償費、旅費、需用費（動画制作や配信に係るものを除く）、食糧費、光熱水費（動画制作や配信に係るものを除く）、会場・設備使用料、舞台設営費、著作権使用料、郵送料、その他申請者が当然負担すべきであると県が判断した経費 ※ただし、これらの補助対象外経費については、補助対象事業で得た収入を充てることが可能です（令和2年9月1日以降、事業実施報告の日までに支払ったもので、領収書等により支払いの確認ができるものに限ります）。 ※事業者や団体の維持経費等、補助対象事業に直接必要となるもの以外の経費については、補助対象事業で得た収入を充てることはできません。 × 事業者又は団体の運営のための維持経費 × 本事業の申請に係る経費（印刷費、交通費、郵送料等） × 領収書等により支払いが確認できないもの × 補助金の交付決定（内示）前に支払われた経費（事前着手が認められた場合は、交付決定前着手届（第2号様式）において、届け出た着手（予定）日より前の日に支払われた経費） × その他、公金による支出がふさわしくない経費	募集要項P.3 「7 補助対象経費」
13	審査結果はいつ頃になる予定か。	令和2年12月上旬を予定しています。なお、採択の可否及び交付額については、メールで通知するとともに、通知書（書面）でお知らせします。	募集要項P.5 「9 審査及び交付決定」

奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金 Q&A

	質問	回答	募集要項該当箇所
14	事業計画書に記載する内容は調整済みでなければいけないか。	出演者や会場等の調整が済んでいない場合でも申請は可能ですが、事業計画を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）は、以下の書類を提出し、あらかじめ知事の承認を受ける必要があります。なお、「軽微な変更」とは、補助対象事業費の20パーセント以下の増減とします。 【提出書類】 ①奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金変更承認申請書（第3号様式） ②事業計画書（変更）（第3号様式 別紙1） ③収支予算書（変更）（第3号様式 別紙2） ④変更内容の概要が分かる書類 ⑤その他知事が必要と認める書類	募集要項P.6 「10 事業の変更及び中止」
15	事業計画変更について、事業の実施期間や場所に変更がある場合、事前に県（知事）の承認を受ける必要があるか。	交付決定を受けた内容で事業を実施していただくものですが、やむを得ない理由で変更を行う場合は、事前の承認が必要です。事業計画変更の手続きを行ってください。 （事業計画変更手続き） 事業計画を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）は、以下の書類を提出し、あらかじめ知事の承認を受ける必要があります。なお、「軽微な変更」とは、補助対象事業費の20パーセント未満の増減とします。 【提出書類】 ①奈良県芸術文化活動のオンライン発信支援事業補助金変更承認申請書（第3号様式） ②事業計画書（変更）（第3号様式 別紙1） ③収支予算書（変更）（第3号様式 別紙2） ④変更内容の概要が分かる書類 ⑤その他知事が必要と認める書類	募集要項P.6 「10 事業の変更及び中止」
16	補助金は事業完了前に請求（概算払い請求）することはできるか。	できません。 実績報告書等に基づき対象経費等について精査後、補助金の交付確定額を通知しますので、その後、請求書を提出いただき、指定の口座へお振り込みいたします。	募集要項P.6 「12 補助金交付額の確定・交付」
17	精算時に補助対象経費が交付決定時の交付額を上回った場合、差額の交付（増額）はあるか。	増額の交付はありません。	募集要項P.6 「12 補助金交付額の確定・交付」

11月19日追加

	質問	回答	募集要項該当箇所
1	補助対象者が個人の場合、「確定申告書控えの写し」を提出となっているが、どの部分が必要か。	以下のいずれかをご提出ください。 ・直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）） ・直近の所得税青色申告決算書（1～4面）	募集要項P.4 「8 申請手続き」
2	申請書類はメール提出してもいいか。	申請は郵送又は持参のみになります。	募集要項P.4 「8 申請手続き」
3	活動実績は動画を提出する必要があるのか。	動画の提出は不要です。 イベントのチラシやウェブサイト情報など広告物の写し等をご提出ください。	募集要項P.4 「8 申請手続き」